

第150回日本脳神経外科学会九州支部会における 託児室利用規約

託児室利用に際しましては、下記の事項をご確認の上、お申し込みください。

[1]託児室について

1. 託児室は、第150回日本脳神経外科学会九州支部会(琉球大学医学部脳神経外科)から委託を受けた『西原ふぁみりーさぼーときらきら』が運営いたします。
2. 託児室の利用は学会参加者の同伴するお子さんに限ります。生後3か月～小学校4年生までのお子さんを対象とします。
3. シッターの人数は、概ね1・2歳児1名に対して1名、3歳児以上2名に対して1名を原則とします。

[2]料金について

ご利用は、無料です。

[3]ご利用にあたって

1. 事前に申し込みされた方でも、お子さんが急性疾患の場合は原則としてお預かりできません。軽微な疾病、回復期にあるお子さんにつきましては、シッターとの相談により判断することとします。
2. お子さんの飲食物はご持参下さい。また、投薬される場合は保護者の責任で行って下さい。(シッターは原則として投薬できません。)
3. 当日はお子さんの着替えとタオル(乳児は大判タオル、紙おむつ等)をご持参下さい。また、託児室にはおもちゃや絵本を用意しておりますが、お気に入りのおもちゃ等を持参されても結構です。
4. お迎えは原則としてお預け時と同じ方をお願いします。代理の方へのお引き渡しを希望の場合は、受付時に申し出ください。もし異なる場合には、身分証明書の提示をお願いすることがございます。
5. 事故等がおこらないよう最大限の努力は払いますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応することを前提としています。そのため、当日の緊急連絡先(携帯電話番号)は必ず申込書にご記入下さい。また、託児中は会場から外出しないでください。
6. 託児中、万一事故が起きた場合は、委託先の加入している、一般財団法人女性労働協会の「グループ保険」の範囲で保証されますが、当該限度額を超える損害等については『西原ふぁみりーさぼーときらきら』および第150回日本脳神経外科学会九州支部会(琉球大学医学部脳神経外科)では責任を負いかねますので、ご了承ください。

(令和7年8月)